

第1章 幼稚園教諭の免許状

第1節 大学における養成により幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により幼稚園教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第1表の基礎資格と単位の修得により、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第1表（免許法別表第1関係）

免許状の種類			専修免許状	一種免許状	二種免許状			
基礎資格			修士 ※1	学士 ※2	短期大学士 ※3			
施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」 各2単位 ※4		8	8	8			
教 科 及 び 職	第二欄	科目	左項の各科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数		
		領域及び保育内容の指導法に関する科目 ※5	領域に関する専門的事項 ※6	16	16	12		
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※7						
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※5	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※8				1	1
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） ※9						
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※5	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ※9	4	4	4		
			幼児理解の理論及び方法					
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目 ※5	教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） ※10 ※11	5	5	5			
		教職実践演習	2	2	2			
第六欄	大学が独自に設定する科目 ※12 ※13		38	14	2			
合 計			75	51	31			

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	※1
一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	※2
二種免許状	短期大学士の学位を有すること（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。	※3

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

ア 教科及び教職に関する科目の単位は、幼稚園の教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考第5号）

イ 日本国憲法等の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 ※4

(2) 教科及び教職に関する科目

ア 第二欄から第五欄の単位は、**各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得**するものとする。 ※5

イ 第二欄の「領域に関する専門的事項」単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第1号） ※6

ウ 第二欄の「保育内容の指導法」の単位のうち、半数までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。（施行規則第2条の表備考第13号） ※7

エ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） ※8

オ 第三欄の「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに第四欄の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。（施行規則第2条の表備考第12号） ※9

カ 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。（施行規則第2条の表備考第8号） ※10

キ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第二欄（保育内容の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄（教育実習を除く。）の科目等の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第2条の表備考第9号） ※11

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第1備考第7号）

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※12

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※13

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。このとき、流用した単位の普通免許状を有しているか、免許状取得に係る所要資格を満たしている必要がある。（施行規則第2条第1項の表備考第11号）

		小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は6単位） ※ 中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育課程の意義および編成の方法（略）」は流用不可
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位 ※ 中学校及び高等学校の認定課程で修得した「教育の方法及び技術」は流用不可
第五欄	教育実習	3単位
	教職実践演習	2単位

第2節 教育職員検定により上級の幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは幼稚園助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第2表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第2表（免許法別表第3）

免許状の種類			専修免許状	一種免許状												
基礎免許状			一種免許状	二種免許状												
基礎免許状を取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した 在職年数			3年	5年	6	7	8	9	10	11	12	3年	4	5	6	
教 科 及 び 職	第 二 欄	科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数												
		領域及び保育内容の指導法に関する科目 ※1	領域に関する専門的事項		4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		8	8	7	7	6	6	4	3	5	4	3	3	
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目 ※2	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）													
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		10	9	9	8	8	7	6	4	7	7	6	4
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程													
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解													
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）														
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※2	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）													
幼児理解の理論及び方法				2	2	2	1	1								
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法																
第 五 欄	教育実践に関する科目	教職実践演習														
小計				20	19	18	16	15	13	10	7	12	11	9	7	
第 六 欄	大学が独自に設定する科目 ※3 ※4		15	6	5	5	4	4	3	3	2	6	5	4	2	
その他 ※5				15	12	9	7	4	2			5	2			
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）として良好な成績で勤務した年数とする。

(1) 教員としての在職年数に含めることができる教育の職（施行規則第68条）次に掲げる職務に従事した期間は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。

- ア 校長又は副校長（在職した学校の種類を問わない。）
- イ 教頭（在職した学校の種類を問わない。）
- ウ 教育長
- エ 指導主事
- オ 社会教育主事

(2) 教員としての在職年数に含めることができない期間（施行規則第70条）次に掲げる期間は、教員としての在職年数に含めることができない。

- ア 休職の期間
- イ 引き続き90日以上 の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- ウ 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。（免許法別表第3備考第6号）

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 領域に関する専門的事項に関する科目

学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

※1

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

※2

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

（免許法別表第3備考第4号） ※3

専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち3単位までは、第二欄（保育内容の指導法に関する科目に限る。）又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第11条第1項の表備考第1号） ※3

専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。

（施行規則第2条の表備考第14号） ※4

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第14号） ※4

(5) その他

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。（施行規則第11条第2項） ※5

二種免許状							
臨時免許状							
6年	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数							
5	4	4	4	3	3	2	1
11	10	10	9	9	7	6	5
15	14	12	10	9	8	7	4
2	2	2	2	1			
2	2	1	1				
30	28	25	22	19	15	13	9
10	8	6	4	3	2		
45	40	35	30	25	20	15	10

第3節 教育職員検定により隣接する学校種として幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

小学校教諭の普通免許状を有する者は、この免許状を基礎免許状として、第3表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。

1 第3表（免許法別表第8）

免 許 状 の 種 類			幼稚園教諭二種免許状	
基 礎 免 許 状			小学校教諭普通免許状	
基礎免許状を取得後、小学校・幼稚園の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			3 年	
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	6
最低修得単位数(基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位)			6	

注1 この表中「教科及び教職」とは「教科及び教職に関する科目」をいう。

小学校教諭の普通免許状を有する者は、基礎免許状に相当する学校での在職年数に加えて幼稚園等での在職年数がある場合、第4表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。

2 第4表（施行規則第18条の2備考第4号）

免 許 状 の 種 類			幼稚園教諭二種免許状	
基 礎 免 許 状			小学校教諭普通免許状	
第3表の在職年数に加え、幼稚園等の教員（非常勤講師及び助教諭は除く。）として良好な成績で勤務した在職年数			1 年	
教 科 及 び 教 職	科 目		左項の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	3
最低修得単位数(基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位)			3	

注1 この表中「教科及び教職」とは「教科及び教職に関する科目」をいう。

2 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）において、次に掲げる職名により良好な成績で勤務した年数とする。また、令和4年7月1日より前の勤務経験も算入可能とする。

ア 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）又は主幹保育教諭

イ 指導教諭又は指導保育教諭

ウ 教諭、保育教諭又は講師（臨時免許状の講師も含む。）

また、第4表を適用する場合の在職年数は、平成28年4月1日以降の幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、上記ア～ウの職名により良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

(1) 休職の期間

(2) 引き続き90日以上 の 休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

(3) 非常勤講師として勤務した期間

3 修得単位について

基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（免許法別表第3備考第6号）

(1) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）

(2) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）

(3) 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

第4節 保育士資格保有者への幼稚園教諭免許状取得の特例により幼稚園教諭の免許状の授与を受ける方法

保育士資格を有する者は、第5表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、幼稚園教諭免許状の授与を受けることができます。この方法は令和7(2025)年3月31日までの期限付き特例となりますので御注意ください。

1 第5表（免許法附則第18項）

免 許 状 の 種 類			一種免許状	二種免許状
基 礎 資 格			学士 及び 保育士資格	保育士資格
基礎資格取得後、保育所及び幼稚園等で保育士等として良好な成績で勤務した在職年数			3年かつ4320時間以上	
教 科 及 び 教 職	科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
	第 二 欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2 (1)
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1
第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	1 (0)	
合 計			8 (6)	

2 在職年数について

在職年数は、保育士資格を取得後、次に掲げる施設において専ら幼児の保育に従事する職員又は保育士として良好な成績で勤務した年数とする。

- ア 幼稚園
- イ 幼保連携型認定こども園
- ウ 認可保育所
- エ 認定こども園である認可外保育施設
- オ 地域型保育事業として認可された小規模保育事業（A型及びB型）
- カ 地域型保育事業として認可された事業内保育事業（利用定員が6名以上）
- キ 公立の認可外保育施設（へき地保育所を含む）
- ク 幼稚園併設型認可外保育施設
- ケ 指導監督基準を満たす証明書を受けている認可外保育施設

ただし、次に掲げる期間は、保育士等としての在職年数に含めることができない。

（施行規則第70条）

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上 の 休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）

3 修得単位について

大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。

（免許法別表第3備考第6号）

- (1) 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- (2) 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- (3) 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

4 修得したものとみなす単位について

「2 在職年数について」に定める施設における3年かつ4,320時間以上の良好な成績での勤務経験に加え、その勤務経験後に平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）として2年かつ2,880時間以上の良好な成績での勤務経験があるときは、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（1単位分）及び「幼児理解の理論及び方法」（1単位分）を修得したとみなす。

この場合において、教育の基礎的理解に関する科目にあつては、5単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

（施行規則附則第10項備考第4号） ※1